

糸魚川市地域クラブ認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中学校部活動の教育的意義を継承し、中学生に対して豊かなスポーツ及び文化芸術活動等の場を提供する地域団体について、糸魚川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が地域クラブとして認定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「地域団体」とは、市内でスポーツ又は文化活動を行うジュニアスポーツ育成団体、文化・芸術団体等をいう。

2 この要綱において「地域クラブ」とは、市内の学校と連携して中学生を受け入れ、前条に規定する活動を行う地域団体として、教育委員会が認定した団体进行う。

(認定対象の地域団体)

第3条 地域クラブの認定の対象となる地域団体は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地域クラブ加入者として、市内に所在する中学校の生徒2人以上を受け入れていること。
- (2) 市内を活動拠点としていること。
- (3) 営利を主とした運営を目的としていないこと。
- (4) 複数の役員又は指導者が所属しており、将来にわたって持続可能な運営体制が整っていること。
- (5) 次に掲げる要件を満たし、かつ、その内容が社会通念上適正であると認められる規約又は会則を有していること。

ア 当該地域団体の目的、入退会、総会及び会費に関する事項が記載されていること。

イ 代表、副代表、会計及び監事を置くこととされていること。ただし、代表、副代表及び会計の役に当たる者は、監事を兼ねることはできないものとする。

- (6) 生徒の活動内容や活動実績について、当該生徒の所属する学校と必要に応じて情報共有を行うこと。
- (7) 教育委員会が主催する指導者研修（以下「指導者研修」という。）を年 1 回以上受講した指導者等が運営に携わっていること。
- (8) 糸魚川市立中学校生徒を対象とした地域クラブ活動の目指す姿(基本方針)における地域クラブの活動方針に沿った活動であること。
- (9) 体罰及び暴言が生徒の人権を侵害する違法行為であることを理解し、活動する生徒の立場に立ち、及び人権を尊重して活動を行うこと。
- (10) 生徒の発達段階及び健康状態並びに気温等の環境を考慮して指導内容、練習時間、水分補給、休息时间等を設定すること。
- (11) 地域クラブの運営に必要な会費等を徴収していること。
- (12) 生徒、指導者等の活動中に生じた負傷、事故等を補償する保険に加入すること。

（認定申請）

第 4 条 地域クラブの認定を受けようとする地域団体の代表者は、地域クラブ認定申請書（様式第 1 号）、地域クラブ認定要件確認書（様式第 2 号）、地域団体の規約又は会則、予算書及び地域団体の活動の概要が分かる資料を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、教育委員会は、地域団体の活動の内容を審査するために必要と認めるときは、地域団体に対し、同項に規定する書類のほかに必要な資料の提出を求めることができる。

（認定の決定）

第 5 条 教育委員会は、前条第 1 項の規定による申請書類の提出があったときは、第 3 条各号の要件に適合するかを審査し、認定の可否を決定するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定により地域クラブの認定を決定した場合には、地域クラブ認定通知書（様式第 3 号）により当該申請者に通知するものとする。
- 3 教育委員会は、前項の規定による認定の通知に際し、条件を付することができる。
- 4 教育委員会は、第 1 項の規定により地域クラブの不認定を決定した場合には、

地域クラブ不認定通知書（様式第4号）により当該認定申請者に通知するものとする。

5 認定の期間は、認定を決定した日の属する年度の3月末日までとする。

（認定の取消し）

第6条 教育委員会は、認定を受けた地域クラブが、第3条各号の要件のいずれかに違反し、又はその本来の目的から逸脱していると認められるときは、地域クラブ認定取消通知書（様式第5号）により当該認定を取り消すことができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、地域クラブの認定に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

糸魚川市教育委員会 御中

地域クラブ認定申請書

地域団体名

様式第 2 号の地域クラブ認定要件を確認し、下記のとおり地域クラブの認定を申請します。

記

- 1 団体名
- 2 代表者名
- 3 電話番号
- 4 住所
- 5 活動種目名
- 6 活動内容
- 7 募集対象
- 8 活動場所及び活動時間
- 9 会費、用具費用などの保護者負担

※ 暴力団員等ではないことの誓約

私又は私が代表を務める団体等の役員は、糸魚川市補助金等交付規則第 4 条第 3 項に規定する暴力団員等ではありません。

地域クラブ認定要件確認書

次の認定要件に当てはまることを確認し、確認した項目にレ点を付けてください。

地域クラブの組織に関すること

- ☐ 市内の中学生が加入できる地域クラブである。
- ☐ 活動拠点は原則として糸魚川市内である。
- ☐ 営利目的を主とした運営ではない。
- ☐ 持続可能なクラブの運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わっている。
- ☐ 以下の要件を満たす規約（会則）を作成しており、それらの内容が社会通念上、適正であると認められている。
 - ・ 目的が記載されていること。
 - ・ 入退会について記載されていること。
 - ・ 会費について記載されていること。
 - ・ 以下に準ずる役員を置くことが記載されていること。
 - ①代表 ②副代表 ③会計 ④監事

（代表、副代表及び会計が監事を兼ねることはできない。）

 - ・ 総会について記載されていること。
 - ・ 生徒の活動内容や活動実績について、その生徒の所属校と必要に応じた情報共有を行うこと。
- ☐ 糸魚川市教育委員会が主催する指導者研修（以下「指導者研修」という。）を受講した指導者等が運営に携わる。
- ☐ 糸魚川市立中学校生徒を対象とした地域クラブ活動の目指す姿(基本方針)における地域クラブの活動方針に沿った活動である。
- ☐ 体罰や暴言は、生徒の人権を侵害する違法な行為であることを理解し、活動する生徒の立場に立った人権を尊重した活動を行う。
- ☐ 生徒の発達段階や健康状態、気温等の環境を考慮した指導内容や練習時間及び水分補給や休憩時間等を設定する。
- ☐ 生徒、指導者等が、活動中に生じた負傷、事故等を補償する保険に加入する。

地域クラブ認定通知書

（地域クラブ名）

代表者 様

糸魚川市教育委員会

年 月 日に申請のあった、貴クラブ認定の申請について、下記の条件により認定します。

記

1 地域クラブ

2 認定期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 認定の条件

- (1) 活動は、認定申請書や認定要件確認書、その他の提出資料に記載された内容に基づき実施すること。活動の内容等を変更しようとする場合は、あらかじめ、糸魚川市教育委員会に報告すること。なお、糸魚川市教育委員会の職員が活動内容を確認する場合があるため、対応すること。
- (2) 活動の実施に際しては、十分な安全対策を講じること。
- (3) 活動を停止する際には、速やかに糸魚川市教育委員会に連絡をすること。
- (4) 運営責任者や指導者など、活動に携わる者1人以上が、糸魚川市教育委員会が主催する指導者研修を受講すること。
- (5) 関係学校から、生徒の活動状況の情報提供等を求められた場合は、対応すること。
- (6) 上記の条件や認定要件を満たさない場合、又は教育的な活動として不適当な事由が発生した場合には、認定を取り消すことがあること。なお、糸魚川市教育委員会は、認定を取り消すことによって発生する経費については一切負担しない。

第 号
年 月 日

地域クラブ不認定通知書

（地域クラブ名）
代表者 様

糸魚川市教育委員会

年 月 日に申請のあった、地域クラブの認定申請について、下記の理由により不認定とします。

記

不認定の理由

第 号
年 月 日

地域クラブ認定取消通知書

(地域クラブ名)
代表者 様

糸魚川市教育委員会

年 月 日 第 号で認定した、地域クラブの認定について、下記の理由により取り消します。

記

- 1 地域クラブ名
- 2 取消しの理由